

[優秀賞]

初出勤まであとわずか?!

上條弘次 東京弁護士会・56期

ある朝、突然に

それは、朝、事務所に出勤するために自宅の玄関を出ようとしたときだった。突然、携帯電話が鳴った。こんな朝早くに誰だろう？ 疑問に思いつつ電話に出ると、慌てた声で、「Aの母です、息子が警察に連れて行かれました。どうしたらいいんでしょう？」。早口でまくし立てられた。

Aは、2週間前、私が付添人として東京家裁八王子支部で保護観察処分を受けたばかりの少年である。とりあえず、落ち着いて何があったかを話してくれるように言いつつ、私は心の中で、「まさか、逮捕までするとは……」と少し困惑していた。

母親によると、朝早く警察が来て、自宅の家宅捜索を行い、少年を任意同行していったということだっ

た。罪名を聞くと、犯人隠避罪であるという。私は、罪名を聞いたとき、「やはりそうか、ひどいことをするなあ」と思いつつ、怒りがこみ上げてきた。母親は、「審判が終わったばかりでなんですか？」と、怒りとも嘆きともつかない声をあげていた。実は、私も同じ気持ちであった。

とにかく事実関係を確認し、少年に会いに行くことを母親に伝え、電話を切った。警察に連絡すると、少年は任意同行された後、案の定、逮捕されていた。私は午前の予定をキャンセルして、少年に会いに行くことにした。

少年との出会いから最初の審判まで

その16歳の少年に初めて会ったのは、1カ月前の

こと、多摩支部の刑弁センターから当番弁護の依頼を受け、多摩少年鑑別所で接見したときである(事務所は池袋だが、自宅のある多摩にも当番登録していたのである)。少年の罪名は、銃砲刀剣類所持等取締法違反。鑑別処分を受けてからすでに10日あまり経過しており、審判まで2週間と迫っていた。少年と話してみると、とてもハキハキとしており、しっかりしているとの印象を持った。事件について聞くと、バタフライナイフの所持で逮捕、鑑別所に送られたということであり、それだけでなんで鑑別所行きになったのか不思議だった。無免許運転で少年審判を受け、交通保護観察中の出来事であったことが、原因らしい。少年の家庭は、母親と障害を持つ弟の3人暮らしであり、障害が重い弟の世話のために母親は働けず、収入は公的援助に頼っている状態である。その状況でも、母親は、少年を高校に入学させたが、現在は通学していないとのこと。非行事実自体はそう重大なものではなく、本人もしっかりしていることから、なんとか保護観察処分をとれないかと考えた。ただ、家庭の保護環境が十分でないことと、少年がしっかりした性格のためまわりから頼りにされ、自然とグループのリーダー格になってしまうようで、警察は、解散した暴走族を復活させようとしていると疑っている様子で、少年の交友関係の点が気がかりであった。

実は、私はこの事件が初めての少年事件であった。大学時代から少年法のゼミに所属していた私は、少年事件をやりたくて弁護士になったようなものであるが、弁護士となって半年あまり、就職した公設事務所の忙しさに追われ、なかなか少年事件を受任する機会がなかったのである。今まで、少年事件の受任の際、頭の中ではああしようこうしようと考えていたが、いざ、実際にやってみると、やはり、戸惑うことばかり。とりあえず、思いつくことから始めた。

まず、記録の閲覧。その足で調査官を訪ねて、少年に対する現時点での考えを聞いた。警察は暴走族との関係を強く疑っており、警察、検察の意見はかなり厳しいものであったが、調査官はそうでもない様子である。受任時点が遅い分、できることは限られていたが、保護観察処分を得るためにも環境調整は欠かせない。まず、家庭環境については、少年や母親に聞くと、母親と離婚した少年の父親とは、今でも決して悪い関係ではなく、実際に電話で父親と話して

みると、少年のためにいろいろと協力してもらえるとのことである。母親と話した結果でも、どうしても障害を持つ弟に注意がいつてしまうが、今まで少年を放任しすぎたことを反省し、なるべく少年についても気を配ることを約束するなどしてくれたので、少年の家庭環境の問題は、解消に向かって前進していることが感じられた。

一方、問題は、少年の交友関係である。少年を地元から引き離すのが一番ではあるが、現実問題として不可能である。そこで、少年自身が「学校よりも仕事のほうが楽しい、将来は父親と同じトラック運転手になって、自分のトラックを持ちたい」と希望していたことから、何かよい仕事先を探してあげるのがよいと考えた。きちんと仕事をすることで、無駄に友人たちとつるんで過ごす時間が減り、規則正しい生活ができるようになったのである。しかし、弁護士になりたての私には、少年に対して簡単に就職先を斡旋できるような人的資源を持ち合わせていないので困ってしまった。とりあえず、母親に何かツテはないか探すように言うのが精一杯で、自分の力不足を感じた。ただ、幸運にも、トラック運転手の父親が、運送業に関係するアルバイトならば働ける場所を知っているということで、少年にこのことを話すと納得し、働くことに意欲的に取り組もうとする姿勢が見えてきた。こうして、要保護性に関する問題点について、なんとか改善の方向で進んでいったのである。

そこで、これらの事情を詳述した、保護観察処分を相当とする意見書を裁判所に提出し、審判前日には、調査官、裁判官とも面接し、重ねて保護観察処分にすべきとの自分の意見を伝えた。裁判官との面接の結果、少年の処遇については、なんとか保護観察処分になるとの手応えを得て、審判当日を迎えた。

ただ、この時点で1つだけ気がかりがあった。それは、警察が、他の非行事実で鑑別所に取調べに来ていて、少年の供述内容が気に入らなかったのか、少年に対して、「また逮捕してやるから」と脅しつけて帰っていったことだ。少年の話によると、警察がひったくりの容疑で捜している後輩の少年に頼まれて、仲間と相談のうえ、友人の家に泊めたらしく、構成要件的には犯人隠避罪に該当し、逮捕されないと言い切れない。かといって、逮捕されるかという、このことは、今回の事件よりも3カ月前の出来事であ

り、その後輩もすでに捕まり、鑑別所に送られてきている。時期的にみてもすでに捜査を終了しており、逮捕される理由もないように思えた。なにより、少年審判の時点ですでに事実が発覚し、捜査の時間も十分にあり、鑑別所まで取調べに来ておきながら審判後に再逮捕することは、捜査側の横暴であり、そんなことを安易にやるとは思えなかった(結果的には、私の考えは甘かった)。調査官、裁判官もこのことは把握していたが、捜査側のやることに指図できず、逮捕されたら、そのときはそのときで考えるしかないということになっていた。

迎えた少年審判の日、結果は無事に保護観察処分となった。審判後、少年は母親と、心配して裁判所まで来ていた彼女と一緒に家庭に戻っていった。ほどなくして、少年から、アルバイトではあるが就職先が決まったとの連絡を受けて、私はホッとしていた。

早期釈放に向けて

そんなときのいきなりの逮捕であったので、接見に行く道すがら、腹が立つやら、これからどうしようか悩むやらで、警察署についた。すぐに接見を申し込み、少年の話を聞いた。やはり、後輩の犯人隠避の件での逮捕であり、併せて、暴走族のことなども聞かれているとのことであった。

このような強引な逮捕をしたことから、今後、どんな強引な取調べを受けるかもしれないので、気をつけるようにアドバイスをし、最後に、審判後の生活状況を聞いたところ、私は、びっくりするとともに、困ってしまった。なんと次週の火曜日が、就職先の初出勤日であるというのである。この逮捕された日が水曜日、あと6日しかない。初出勤の日から、警察に逮捕されて出勤できません、10日か20日、あるいはそれ以上休みますなどということになって、雇い続けてくれる所など、この不況の今、あるわけがない。しかも、16歳のなんらの職歴もない少年である。せつかく仕事を見つけ、更生への第一歩を踏み出そうとしているのに、すべてが無になってしまう。

接見を終えた私は、すぐに担当刑事に面会を申し入れ、前件の少年審判前にわかっていた事実で再度逮捕したことは不当であると抗議し、少年の更生のためにも初出勤前に身柄を解放するように強く求め

た。しかし、刑事は、「共犯者が多く、少年については裏づけに時間がかかっただけでやむをえない。勾留については検事が決めること」などと答えるだけで取り合おうとしない。最後は、「以前から少年のことは知っており、気にかけていた。すべて少年のためである」とまで言う始末。私よりも前から少年を知っているかもしれないが、少年の更生に向けた努力を無にするようなことをしておいて、「少年のため」もないものである。話していて、暴走族の新しいリーダーになるとの偏見で、力づくで押さえ込もうという意図が感じられた。

私は、これ以上話しても無駄と考え、早々に話を打ち切って、担当検事の名前を聞いて、一度、帰ることにした。私は、事務所に戻ると、検事にさっそく電話し、警察にしたら同じように抗議し、勾留請求をしないように求めた。しかし、予想どおり、「審判直後であるという弁護士さんの意見は聞いておきます。ただ、勾留の要件を満たしてますし、判断はこちらでしますから」と木で鼻をくくったような返事。これで、もう徹底的にやらないといけなことを覚悟し、「意見書は出させてもらいますから」と言い返すと、検事から「とりあえず、勾留請求の際の書類に付けておきますけどね」と嫌みらしい返事が返ってきて、電話は終わった。

本当に徹底的にやらねばならない。すぐに私は、検察官向けに勾留請求しないように求める意見書を一気に書き上げると、そのまま、裁判官に対する勾留却下を求める意見書も作成した。もちろん内容は、罪証隠滅、および逃亡をしようと疑うに足る相当の理由はなく、勾留の必要性がないことに加えて、審判後に、審判以前に捜査をしていた事実で再逮捕することの不当性、すなわち、捜査側の一存で少年が逮捕・勾留および保護処分において二重の危険にさらされることや、少年の受ける不利益の大きさ、なにより、少年の更生に向けた努力を台無しにしてしまうことなどを、詳細に説明したものである。

送検に合わせて、検事に意見書を届ける段取りをつける一方、勾留請求とともに勾留質問がある日に八王子支部で民事裁判が入っていたので、直接、私が裁判所へ意見書提出に行くことにした。できれば、裁判官に直談判をするためである。勾留質問の日、私は裁判所に行き、刑事受付に意見書を出すと

ともに、裁判官への面接を求めた。しかし、受付に出た職員は、裁判官は忙しく時間がないので無理であるとの返事。「こっちだって忙しいわい!」と思いつつ、なおも粘るが、ガードは堅く、民事裁判の時間も迫り、やむなく断念して、その場を離れた。

夕方、池袋の事務所に戻ると、すでに裁判所から連絡が入っており、勾留決定が出たとのこと。それを聞いて、なんともいえない無力感、脱力感を感じた。なぜ、少年の更生に向けた第一歩を邪魔するのか、やり場のない怒りを感じていた。

でも、ここであきらめてはいけなく、すぐに準抗告申立書の起案をした。内容は、基本的に意見書と同じだが、1度で済むはずの逮捕・勾留や鑑別処分・少年審判を2度にわたって受けなければならない不当性や、今回の逮捕・勾留が少年の更生を邪魔することはあっても役に立たないことをより強調した。ただ、この日は金曜日、翌日裁判所に出しても検事は休みで求意見は月曜日になる。少年のタイムリミットは迫っているのに、歯ぎしりする思いで、月曜の朝一出勤途中で八王子の裁判所に寄ることにした。

そして、釈放へ

月曜日、私は早めに家を出て、八王子支部で準抗告申立書を提出し、そのまま本庁の民事裁判の弁論準備へ向かった。

昼過ぎに事務所に戻ると、留守中の電話メモに「八王子の刑事〇部から身柄引受書を出してほしい」との記載があった。最初は、今継続している国選も当番もないはずだが、と不思議に思ったが、「もしや!」と思い、すぐに電話を入れた。すると、「準抗告の件ですが、勾留決定を取り消す方向で検討している。母親か弁護人の身柄引受書を出してください」とのこと。それを聞いたとき、正直、焦った。それは、早く母親の身柄引受書をとらないと明日の初出勤に間に合わず、「急がなくては」ということと、準抗告を認めてもらえるとは思っていないで、心の準備ができていなかったことで……。正確に言うと、本件事案は準抗告を認めるべきだし、認められないことは不当だと思ふ反面、準抗告の壁は厚く、弁護士の立場からはなぜ認められないのか不思議な事案がたくさんあること、いや、それが普通であることも知っていたので、

初めて準抗告をした私が、そう簡単に認められることはないと感じていたからである。

すぐに母親に連絡したがつながらない。とりあえず、私の身柄引受書を作成し、裁判所宛にファックスした。それからしばらく経って、少年の母親と連絡がついた。身柄引受書をファックスするように指示を出した直後だった。裁判所から再び連絡が入った。「これから原裁判を取り消して、勾留を却下する決定を出すので、少年を迎えに、警察署に誰か行くように手配してほしい」。このときの気持ちは、準抗告が認められてうれしいというよりも、「明日の初出勤に間に合う! よかった!」、ただそれだけであった。再度、母親に連絡して、警察に少年を迎えに行くように伝えた。母親も、最初は半信半疑で、驚いた様子であったが、本当に息子が釈放されることが決まると知ると、喜んですぐに迎えに行くとのことだったので、釈放されたら連絡するように言って電話を切った。

2、3時間も経った頃だろうか、打合せを終えてデスクに戻ったとき、携帯電話が鳴った。少年からであった。「今、警察から出てきました。ありがとうございます」、少年の本当にうれしそうなお声が私の耳に飛び込んできた。私も「よかったね。明日の初仕事に行ける?」と応じると、少年は「大丈夫です」と元気に答えてくれた。このとき、本当にあきらめずにやってよかったと、私はうれしさを実感した。もちろん彼の本当の立ち直りはこれからだし、釈放はされたものの、本件での少年審判が控えている。でも、少年が自ら歩み出した更生への第一歩を潰さずに済んだことが、なにより、貴重に思えた。

最後に

今回、弁護士1年目で勾留決定に対する準抗告を認めてもらうという貴重な経験をしたが、これを数少ない貴重な体験で終わらせてはいけないと思う。本件は準抗告が認められて当然の事案であるが、最初に勾留が認められたこともまた事実であり、このような勾留の実態に対して常にあきらめず、争っていく必要がある。私は、1年目に、ずっと心に持ち続けられる事件に出会い、幸運に思う。同時に、私のこれからの姿勢を問われる事件でもあり、身が引き締まる思いも、強く感じている。(かみじょう・こうじ)